

次のとおり契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条の規定によって公告する。

平成27年10月15日

広島県知事 湯 崎 英 彦

県決第13号

1 調達件名

物品調達事務の効率化業務（本庁における文具等の調達に係る年間単価契約）

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 名称

広島県会計管理部総務事務課

(2) 所在地

広島市中区基町10番52号

3 契約の相手方を決定した日

平成27年8月21日

4 契約の相手方の名称及び所在地

(1) 名称

企業グループの代表者 ティーエスアルフレッサ株式会社

企業グループの構成員 アスクル株式会社 B to Bカンパニー西日本統括本部

(2) 所在地

企業グループの代表者 広島市西区商工センター一丁目2番19号

企業グループの構成員 大阪市北区堂島一丁目5番30号堂島プラザビル8Fライブマーケット大阪

5 契約予定金額

27,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

特例政令第10条第1項第1号該当